

塩竈市社会教育施設指定管理者募集要項

1. 募集概要

下記の社会教育施設4施設（以下「4施設」という。）は、これまで市が直営で管理を行っていましたが、地方自治法第244条の2第3項、塩竈市民交流センター条例第13条及び塩竈市生涯学習センター条例第15条の規定に基づき、民間の能力を活用した効果的・効率的な施設運営と市民満足度の向上を図るため、指定管理者を募集します。

- ① 塩竈市民交流センター 遊ホール（以下、「遊ホール」という。）
- ② 塩竈市民交流センター 塩竈市民図書館、塩竈市視聴覚センター
（以下、「市民図書館」という。）
- ③ 塩竈市生涯学習センター ふれあいエスパ塩竈（以下、「エスパ」という。）
- ④ 塩竈市生涯学習センター 塩竈市公民館（以下、「公民館」という。）

2. 施設概要

4施設の概要は、次のとおりですが、詳細については、各施設の指定管理者業務仕様書を参照してください。

なお、利用者サービスの向上のため、開館日・開館時間については、指定管理料の範囲内で、仕様書を超えた提案を行うことができます。また、仕様書どおりの提案に加え、指定管理料の範囲内で、別案（1案に限る。）として、仕様書を超えた提案を行うこともできます。仕様書を超えた提案については、加点評価の対象となります。

（1）遊ホール

| | |
|------|--|
| 所在地 | 宮城県塩竈市本町1番1号 （壱番館1階・2階・4階の一部、5階・6階、PH） |
| 構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| 敷地面積 | 2, 103. 3㎡（共有地） |
| 延床面積 | 2, 227㎡ |
| 開設日 | 平成3年1月23日 |
| 設置目的 | 市民の教養を啓発し、もって文化の向上に寄与することを目的として設置する。 |
| 開館時間 | 午前9時から午後9時30分まで |
| 休館日 | <ul style="list-style-type: none"> ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日（以下、「休日」という。）の翌日（土曜日、日曜日又は休日に当たる日を除く） ・12月29日から翌年の1月3日 ・館内定期点検日（1月から11月までの毎月第4木曜日※¹（ただし休 |

| | |
|--|---|
| | 日に当たる時は開館し、その翌日が休館)) ※1 曜日は、木曜日を基本に教育委員会と指定管理者が協議し、平日の曜日を定めるものとする。 ・その他塩竈市教育委員会が必要と認める日 |
|--|---|

(2) 市民図書館

| | |
|------|--|
| 所在地 | 宮城県塩竈市本町1番1号 (壱番館1階・3階・4階の一部) |
| 構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| 敷地面積 | 2, 103.3㎡ (共有地) |
| 延床面積 | 2, 315㎡ |
| 開設日 | 平成3年3月16日 |
| 設置目的 | 図書等の資料を一般公衆の利用に供し、その教養、調査等に資すること。また、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ることを目的として設置する。 |
| 開館時間 | 平日 午前9時～午後8時 土曜・日曜・休日 午前9時～午後6時 |
| 休館日 | ・月曜日※1 (休日に当たる日を除く) ※1 曜日は、月曜日を基本に教育委員会と指定管理者が協議し、平日の曜日又は、平日の曜日を隔週で定めるものとする。 ・休日の翌日 (土曜日、日曜日又は休日に当たる日を除く) ・年末年始 (12月29日から1月3日) ・館内定期点検日 (1月から11月までの毎月第4木曜日※2 (ただし休日に当たる時は開館し、その翌日が休館)) ※2 曜日は、木曜日を基本に教育委員会と指定管理者が協議し、平日の曜日を定めるものとする。 ・特別整理期間 (1月から12月までに6日間) その他塩竈市教育委員会が必要と認める日 |

(3) エस्प

| | |
|------|--|
| 所在地 | 宮城県塩竈市東玉川町9番1号 |
| 構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| 敷地面積 | 1, 369.8㎡ |
| 延床面積 | 4, 167㎡ (駐車場等の外部も含む) |
| 開設日 | 平成10年11月21日 |
| 設置目的 | 子どもや働く青少年の健全な育成と福祉の増進を図るとともに、市民の多様かつ自発的な生涯学習を支援・啓発し、もって文化の向上に寄 |

| | |
|------|--|
| | 与することを目的として設置する。 |
| 開館時間 | 午前9時～午後9時 |
| 休館日 | <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日※1（休日に当たる日を除く） <p>※1 曜日は、月曜日を基本に教育委員会と指定管理者が協議し、平日の曜日又は、平日の曜日を隔週で定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日に当たる日を除く） ・12月29日から翌年の1月3日 ・館内定期点検日（1月から11月までの毎月第4木曜日※2（ただし休日に当たる時は開館し、その翌日が休館）） <p>※2 曜日は、木曜日を基本に教育委員会と指定管理者が協議し、平日の曜日を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別整理期間（1月から12月までに6日間）その他塩竈市教育委員会が必要と認める日 |

（4）公民館

| | |
|------|--|
| 所在地 | 宮城県塩竈市東玉川町9番1号 |
| 構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| 敷地面積 | 5,651.8㎡ |
| 延床面積 | 2,381㎡ |
| 開設日 | 昭和51年11月30日 |
| 設置目的 | <p>実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置する。</p> |
| 開館時間 | 午前9時～午後9時 |
| 休館日 | <ul style="list-style-type: none"> ・12月29日から翌年の1月3日 ・館内定期点検日（1月から11月までの毎月第4木曜日※1（ただし休日に当たる時は開館し、その翌日が休館）） <p>※1 曜日は、木曜日を基本に教育委員会と指定管理者が協議し、平日の曜日を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他教育委員会が必要と認める日 |

3. 施設の運営状況（平成30年度～令和3年度）

4 施設の運営状況は、次のとおりですが、詳細については、各施設の指定管理者業務仕様書を参照してください。

(1) 遊ホール

| 利用状況 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| ホール利用件数 | 213件 | 285件 | 123件 | 184件 |
| 会議室等利用件数 | 2,459件 | 2,148件 | 1,295件 | 1,333件 |
| ホール利用者数 | 27,102人 | 18,503人 | 3,666人 | 6,092人 |
| 会議室等利用者数 | 17,783人 | 13,768人 | 6,519人 | 5,987人 |
| 遊ホール使用料 | 5,035千円 | 4,795千円 | 2,707千円 | 3,404千円 |
| その他雑収入 | 103千円 | 103千円 | 103千円 | 103千円 |

(2) 市民図書館

| 利用状況 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|
| 入館者数 | 95,491人 | 90,569人 | 66,181人 | 81,838人 |
| 貸出者数 | 45,359人 | 41,132人 | 32,745人 | 35,417人 |
| 貸出資料数 | 162,341点 | 145,386点 | 125,660点 | 136,010点 |
| 事業参加者数 | 4,577人 | 2,721人 | 1,406人 | 1,343人 |
| 所蔵資料数 | 270,187点 | 270,969点 | 274,586点 | 278,893点 |
| その他雑収入 | 34千円 | 26千円 | 19千円 | 37千円 |

(3) エスパ

| 利用状況 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 入館者数 | 221,727人 | 181,957人 | 115,142人 | 142,108人 |
| 図書等貸出者数 | 11,301人 | 10,247人 | 5,756人 | 6,709人 |
| 図書等貸出冊数 | 26,984点 | 25,468点 | 18,872点 | 24,235点 |
| 蔵書数 | 19,774点 | 19,866点 | 20,481点 | 20,579点 |
| 貸館件数 | 802件 | 730件 | 497件 | 431件 |
| エスパ使用料 | 720千円 | 603千円 | 388千円 | 313千円 |
| その他雑収入 | 180千円 | 142千円 | 99千円 | 138千円 |

(4) 公民館

| 利用状況 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 利用者数 | 55,553人 | 50,696人 | 22,630人 | 28,643人 |
| 利用件数 | 3,450件 | 2,710件 | 1,823件 | 2,233件 |
| 公民館使用料 | 1,918千円 | 1,681千円 | 1,367千円 | 1,243千円 |
| その他雑収入 | 569千円 | 522千円 | 383千円 | 332千円 |

4. 管理の基本方針

- ① 公の施設としての位置付けを理解し、効率的な管理運営に努めること。
- ② 利用者の平等な利用の確保すること。
- ③ 利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。
- ④ 施設の利用促進に努め、利用者の満足度を高めるよう努めること。
- ⑤ 市民の雇用に努めること。
- ⑥ 市と密接に連携を図りながら、管理運営にあたること。
- ⑦ 個人情報の保護を徹底すること。

5. 業務の範囲

4 施設の業務の範囲は、次のとおりですが、詳細については、各施設の指定管理者業務仕様書を参照してください。

(1) 遊ホール

- ① 文化芸術の振興に関する業務
- ② 施設の利用等に関する業務
- ③ 利用料金の徴収等に関する業務
- ④ 遊ホールの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(2) 市民図書館

- ① 市民図書館の管理に関する業務
- ② 市民図書館の運営に関する業務
- ③ 視聴覚センターの管理運営に関する業務
- ④ 市民図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(3) エスパ

- ① ふれあいエスパ塩竈の管理に関する業務
- ② ふれあいエスパ塩竈の運営に関する業務
- ③ ふれあいエスパ塩竈の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ④ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(4) 公民館

- ① 公民館の管理に関する業務
- ② 公民館の運営に関する業務
- ③ 公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務

- ④ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

6. 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 か年間）

7. 募集

指定管理者の募集は、公募型プロポーザル方式により実施します。

(1) 募集要項の配布・事業者説明会

① 募集要項の配布

募集要項は令和 5 年 5 月 11 日（木）から 7 月 31 日（月）まで市ホームページで閲覧、ダウンロードが可能です。

② 説明会

申請方法、申請書類、指定管理者の業務等、募集に係る内容についての説明会を次のとおり開催します。

また、施設の現地見学会は、行いませんが、見学を希望される場合は、ご連絡ください。個別に施設と日程調整を行います。

1) 説明会への参加方法

5 月 17 日（水）17 時まで「15. 問合せ先・提出先」に必要事項を記載し、電子メールまたは FAX にて送信してください。また、送信したことを電話にてご連絡ください。不着の場合は不着原因の所在を問わず出席をお断りすることがありますのでご注意ください。なお、参加人数は 1 事業者で 1～3 名までとさせていただきます。

ア. 開催日時

令和 5 年 5 月 18 日（木） 10 時 30 分～

イ. 会場

壱番館四階 視聴覚室

ウ. 参加申込の際の記載事項

- ・事業者名（法人等名称）
- ・出席者氏名
- ・連絡先（電話・FAX・電子メール）

エ. その他

- ・当日、募集要項を参加事業者ごとに 1 部配付いたします。

2) 質問の受付・回答

質問は後日書面により受け付けることを原則としますが、手続きや申請書類に関すること等、早急に確認が必要な事項についてはその場でも受け付けます。

ア. 受付方法

別紙「質問・回答書」により、電子メールで提出してください。

イ. 受付期間

令和5年5月18日（木）～5月25日（木）17時まで

ウ. 回答方法

令和5年5月31日（水）までに市ホームページに掲載します。

8. 申請

① 申請者の資格等

1) 申請者の資格

4施設の設置目的を達成するために管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人又は団体（以下「法人等」という。）とします。個人による応募や同一の法人等による複数申請は受け付けません。複数の法人等で構成されるグループの申請を認めますが、代表となる法人等を決めてください。なお、単独で申請した法人等はグループの構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることはできません。

また、塩竈市指名競争入札参加資格承認簿登録が必要ですので、予め塩竈市総務部管財契約課契約係（本庁舎2階）にて手続願います。（登録がない法人等については、登録申請を6月30日（金）までに行い、承認を得ること。）

2) 欠格事項

次のいずれかに該当する法人等（グループの場合は構成員を含む。）は、申請することができません。

ア. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する法人等

イ. 募集開始日現在、国税及び地方税を滞納している法人等

ウ. 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てをしている法人等、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしている法人等

エ. 銀行取引の停止、主要取引先との取引の停止、募集開始日から遡り直近1年間に手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実がある法人等

オ. 募集開始日から遡り直近1年間に市から指名停止を受けている法人等

カ. 暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人等

キ. 役員等（法人にあっては役員及び経営に実質的に関与している者、団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等、又は役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている法人等

ク. 指定管理者の指定の取り消しを受けたことがある法人等

② 申請方法

1) 提出書類

申請にあたっては、下記の書類を期限までに提出してください。様式は日本工業規格 A4 とします。ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては A4 以外でも差し支えありません。なお、書類は、【様式 0 - ①】申請書類等一覧の並び順に綴じ、項目ごとにインデックスを付ける等、見やすく製本するようご協力ください。

ア. 申請資格を有していることを証する書類

【様式 1 - ①】指定管理者指定申請書

【様式 1 - ②】誓約書

【様式 1 - ③】共同事業体協定書兼委任状（※共同応募の場合必須）

【様式 1 - ④】共同事業体内業務分担表（※共同応募の場合必須）

【様式 1 - ⑤】団体概要書

イ. 事業計画書

【様式 2 - ①】事業計画書

【様式 2 - ②】自主事業計画書（※自主事業を実施する場合必須）

ウ. 収支計画書

【様式 3 - ①】収支計画書

エ. 運営体制・組織関係を説明する書類

【書類 4 - A】組織図等（団体本部を含めた指揮命令系統及び人数を明記）

【書類 4 - B】人員配置・雇用計画（人数、勤務形態、就業規則、業務内容、給与規定、研修計画、経理規定等の諸規定）

【様式 4 - ①】資格等取得状況

【様式 4 - ②】一部業務委託（再委託）計画（※一部再委託する場合必須）

オ. 経営状況を説明する書類

【書類 5 - A】過去 3 か年の法人税納税証明書、消費税納税証明書

【書類 5 - B】過去 3 か年の貸借対照表、損益計算書

カ. その他の書類

【書類 6 - A】登記事項証明書

【書類 6 - B】定款・規約又はこれらに類する書類

【書類 6 - C】役員名簿

キ. その他資料

※各書類の詳細は、【様式 0 - ①】申請書類等一覧を参照ください。

2) 提出部数

正本 1 部及び副本 10 部を提出すること。副本は、正本を複写して作成してください。

3) 提出期限

令和5年7月31日(月)17時まで

4) 提出場所

「15. 問合せ先・提出先」に直接持参ください。

5) 申請にあたっての留意事項

- ア. 申請に関して必要な費用は申請者の負担となること。
- イ. 提出された申請書類一式は、返却しないこと。
- ウ. 提出された申請書類は、塩竈市情報公開条例による公文書となるため、同条例の規定により公開されることがあること(同条例の規定による非開示情報を除く。)
- エ. 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、選定委員会後、市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- オ. 選定委員会委員及び本件に従事する市職員に対して、本件提案についての接触を禁ずること。なお、選定委員会委員名簿は、非公開とし、指定管理者候補者選定後に公表する。
- カ. 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とすること。
- キ. 提案見積金額が「12. 指定管理料」に記載する指定管理料を超えた場合は、失格とすること。
- ク. 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあること。

9. 指定管理者候補者の選定

(1) 候補者の選定方法

① 選定方法

指定管理の候補者は、選定委員会を設置し、書類審査と公開プレゼンテーション及びヒアリングの評価を選定基準に基づき行って選定します。

ただし、応募者が多数の場合には、提出書類等による第1次審査を行う場合があります。また、第1次審査を行った場合には、第1次審査の結果は、採否にかかわらず全員にお知らせし、プレゼンテーション審査は3事業者程度で行います。

- ア. 選定委員会で総合評価点が最も高い事業者を候補者として選定します。
- イ. 総合評価点が最も高い事業者が2者以上あるときは、後日、当該事業者によるくじ引きにより、候補者を選定します。
- ウ. 候補者として選定された者が、何らかの理由により選定結果を取り消された場合又は辞退した場合は、次順位者を候補者として選定します。
- エ. 総合評価点が最も高い事業者の総合評価点が最低基準点未満(審査評価点上限の6割に満たない場合)である場合は、候補者を選定しません。
- オ. 選定委員会における選定結果については、申請者全員に文書で通知します。

② 選定基準

選定基準の項目は以下の表のとおりです。

| 大項目 | 小項目 |
|--|-----------------------------------|
| 住民の平等な利用が確保されること | 住民の平等利用についての考え方とその実現方法 |
| | 情報公開・個人情報保護に対する考え方とその実現方法 |
| 事業計画の内容が施設の効用を最大限発揮させるとともに、経費の縮減が図られるものであること | 施設の維持管理の方針と内容 |
| | 収支計画の内容及び実現の可能性 |
| | 利用者の満足度上昇及び増加を図るための具体的手法及び期待される効果 |
| | 指定管理料について |
| | 市が指定する事業の実施 |
| 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること | 安定的な運営が可能となる人的能力及び経営基盤の保有について |
| | 有資格者の確保について |
| | 類似施設の運営実績 |
| 施設の性質又は目的に応じて別に定める基準 | 地域からの雇用、地域との連携等、地域貢献に対する考え方 |
| | 緊急時の対応について |
| | 自主管理評価について |
| | 複合施設の特徴をいかした取組み |
| | 施設にふさわしい事業等の取組み |
| | 市民・団体等との参画協働、他施設との連携 |

③ 公開プレゼンテーション及びヒアリング

ア. 日 時

令和5年8月10日(木)を予定しております。日時及び場所は、後日連絡します。

イ. 出席者

3名以内

ウ. 説明者

説明者はどなたでも結構です。

説明（質疑応答も含む。）の中で発言は、全て企画提案の内容に含めます。

エ. 説明時間

説明時間は30分以内

オ. その他

プロジェクタを使用することができます。使用する場合は必ず事前に申し出てください。また、パソコンをご持参ください。

1 0. 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、候補者が指定管理を行うことを塩竈市議会に提案し、その議決を受けて行います。議決後速やかに市と指定管理者との間に締結する協定の内容、その他指定管理者に管理業務を行わせるために必要な具体的協議を行います。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、被選定団体が当該業務及び管理のために支出した費用等については、一切補償いたしません。

1 1. 利用料金等

利用料金は地方自治法及び各施設の条例の規定により、指定管理者の収入とします。利用料金は、条例の範囲内で、市の承認を得て指定管理者が定めます。なお、利用料金の上限額を変更する場合は、条例改正が必要となるので市と協議を行ってください。

また、4施設の設置目的等を効果的に達成するための自主事業及び、利用者の利便性の向上を目的とした有料サービスの提供などができます。ただし、法律等で料金を徴収できない場合もありますので、あらかじめ市と協議し、承認を受けるものとします。その際の収入は、指定管理者の収入とすることができます。

1 2. 指定管理料

指定管理料は、1,613,155千円（1年当たり322,631千円）以内とします。

申請者は、経費節減等を反映した額で【様式 3-①】収支計画書を作成してください。

なお、提案された金額が指定管理料の額となるわけではありません。諸条件により、変更となる場合があります。年度ごとの指定管理料については、別途協議し決定します。

経費の積算にあたっては、消費税及び地方消費税の税率を10%として積算するものとします。

1 3. スケジュール

| | |
|---------------------|---------------------|
| 募集要項の配布 | 令和5年5月11日（木） |
| 説明会 | 令和5年5月18日（木） |
| 質問の受付 | 令和5年5月18日（木）～25日（木） |
| 質問の回答 | 令和5年5月31日（水） |
| 申請書等提出期限 | 令和5年7月31日（月） |
| プレゼンテーション・ヒアリング ※公開 | 令和5年8月10日（木）（予定） |
| 選定委員会の審査 ※非公開 | 令和5年8月10日（木）（予定） |
| 審査結果の通知 | 令和5年9月 上旬 |
| 協定の締結 | 令和5年11月 中旬 |

14. その他

(1) 再委託

指定管理者が行う管理業務の処理を第三者に請負わせ、又は委託することはできません。ただし、清掃業務、警備業務等、市が認める一部の業務については予め市の承認を得て再委託を行うことが出来ます。

(2) 引継ぎ

事業全般を円滑に実施するため、令和6年3月31日までに、施設の管理・運営に関して十分な引継ぎを行うこととします。なお、業務の引継ぎに係る経費については、原則として指定管理者が負担するものとします。

(3) 指定の取り消し・業務の停止

指定管理者が行う施設管理の適正を期すために市が行う指示に従わない時、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

(4) 備品の帰属等

施設の開設及び管理に必要と認める基本的な備品は、市が貸与しますが、複写機、パソコン、移動用の車等については、指定管理者が調達することとします。貸与する備品は、仕様書に掲げるとおりです。それ以外に、必要と認める備品については、指定管理者が購入することとしますが、この場合、購入した備品の所有権は指定管理者に帰属します。市の備品と区分し、備品台帳等で管理してください。

また、備品の使用、維持管理に係る経費は、指定管理者が負担することとし、適切な維持管理を行ってください。

(5) 仕様書の確認

施設の使用許可や制限・取消し、職員の配置基準、関係法令の遵守、指定管理料に含まれる経費、責任分担など、募集要項に記載のない事項も、仕様書に記載していますので、必ず仕様書を確認してから申請を行ってください。

15. 問合せ先・提出先

郵便番号 : 985-0052

所在地 : 宮城県塩竈市本町1番1号 壺番館三階

部署名 : 塩竈市教育委員会教育部文化スポーツ課文化振興係

電話番号 : 022-362-2556

FAX : 022-365-3347

電子メール : e_bunka@city.shiogama.miyagi.jp

※FAX・電子メールを送信された際は不着事故防止のため必ず電話にてご一報願います。